

重要事項のご説明

契約概要のご説明（海外旅行保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が海外旅行中に事故によりケガをされた場合、発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いします。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 —：被保険者の対象外)		
本人(*)	配偶者	その他親族
○	—	—

(*) 本人とは、申込フォームの被保険者欄に記載の方をいいます。

※特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

旅行期間にあわせて5年以内で設定してください。

この保険は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまでを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、申込フォームの保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」の保険金額欄および申込フォーム、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。実際のご加入時の保険料につきましては、申込フォームの保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（海外旅行保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただきますようお願いします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は公益社団法人 海上保安協会が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、申込フォームに記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込フォームの記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務
- ②旅行行程（旅行先）（※1）
- ③他の保険契約等（※2）に関する情報
 - （※1）「家族総合賠償責任危険補償特約」をセットした場合に告知事項とします。
 - （※2）同種の危険を補償する他の保険契約等で、海外旅行保険、クレジットカード付帯海外旅行傷害保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社における契約、共済契約、生命保険契約を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務を変更した場合
- ②旅行行程（旅行先）を変更した場合（※）
 - （※）「家族総合賠償責任危険補償特約」をセットした場合に通知事項とします。

また、上記①において、変更後の職業・職務が以下に該当した場合は、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①特約の追加など、契約条件の変更

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（※）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、申込フォームの保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（※）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険、クレジットカード付帯海外旅行傷害保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社における契約、共済契約、生命保険契約を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者本人の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者本人が異なるご契約を被保険者本人の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者本人の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者はこの保険契約者によるこの保険契約の解約（※）を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約（※）しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②次に該当するいずれかの行為があった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②～④までの場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約（※）を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
 （※）解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したとき、状況の変化により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回海外旅行保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険の賠償責任危険補償特約
携行品損害補償特約	他の海外旅行保険の携行品損害補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終了した後に発生した保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。保険料は、「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」表紙記載の方法により払込みください。「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」表紙記載の方法により払込みください。「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお

申出ください。

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

8. 包括契約の仕組み

この保険は公益社団法人 海上保安協会が保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に払込みいただきます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。

10. 個人情報の取扱いについて

「海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】
有限会社 海交会 TEL 03-3297-7582

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」 [こちらからアクセスできます。](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)



事故が起こった場合は（事故受付センター）

代理店・扱者または三井住友海上ラインまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上ライン」
0120-365-240（無料・日本語受付）
海外からは 81-3-3497-0915 ヘコレクトコールでおかけください。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）]0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)